

吸収源に関する各国の基本的立場

1. アンブレラ（特に日米加）

- ① 地球温暖化防止にあたっては、吸収源等の適用を制限すべきではない
- ② 吸収源の「追加的人為的活動」は第 1 約束期間から適用すべき
- ③ 吸収源にかかる課題（クレジットのスケール等）、割引率等の適用により対応可能
- ④ 吸収源 CDM 事業は途上国の持続可能な発展に資するものであり、CDM の対象とすべき

2. EU

- ① 地球温暖化防止にあたっては、排出削減を主とすべきであり、吸収源等の適用は制限すべき
- ② 吸収源の「追加的人為的活動」の第 1 約束期間からの適用は、慎重に行うべき
- ③ 発生するクレジットのスケールは、国内での排出削減を無にするもので問題であり、割引率等を厳しく適用すべき
- ④ 温暖化対策は国内での排出抑制努力によるべきであり、吸収源事業を CDM の対象とすべきでない

3. 途上国グループ

- ① 地球温暖化は先進国に責任があり、地球温暖化防止にあたっては、先進国が排出削減を主に行うべき
- ② 吸収源の「追加的人為的活動」は、第 1 約束期間では適用すべきではない
- ③ 発生するクレジットのスケールは、国内での排出削減を無にするもので問題であり、割引率等を厳しく適用すべき
- ④ 吸収源 CDM 事業に対し、
賛成：中南米諸国（ブラジル除く）、アフリカ諸国、インドネシア等
反対：小島嶼国、中国、ブラジル、フィリピン、タンザニア等